

1 景観資産登録制度ってなあに？

景観とは、地形や植生などの自然と、建物や道路などの人工物などの総合的な眺めのことです。

私たちは、その地域の文化や、人々の生活、生業、祭事などから醸し出される地域の息づかいや温もりなどを五感で受け止め、地域の景観に安らぎ、楽しさ、荘厳さなどを感じます。

つまり、景観は地域の生活や文化を映し出す鏡、であり、地域力のバロメータといえます。

地域ぐるみで守り育てられている魅力ある景観を、その景観を支えている地域の活動を合わせて評価し、広く情報発信し、その価値を共有することで、府内各地の景観づくり活動を育てていくことが、景観資産登録制度の目指すものです。

※平成19年4月1日時点の登録対象は、京都府域の中で京都市を除く地域です。

景観づくりは、地域の将来の姿をみんなで共有し、地域の住民、企業、まちづくり団体、行政の役割分担と協働により進められるものであり、住民の地域づくり活動のきっかけであり、目標ともなるものです。景観資産の登録を目指すプロセスを通じて、地域の絆が一層強まることで、地域固有の景観づくりやまちづくりが進んでいく、そんな想いも込められています。

景観資産登録によりめざす3つのねらい



start! こんな「発想・思い」から出発しよう!

<p>こんな活動が地域の景観を守り育てていることに「気づいてもらおう」!</p> <p>「里山整備活動」「ゴミ拾いのeco活動」「花いっぱい運動」などの地域活動</p> <p>景観づくりを担う役割を再認識し、活動のさらなる発展をめざそう!</p>	<p>まちのシンボルとなっている景観を「PRしていこう」!</p> <p>地域で守り育てられているシンボリックな施設や観光資源など</p> <p>魅力ある景観資源を情報発信して、観光振興や地域のイメージづくりに繋げよう!</p>
<p>地域の景観づくりの取り組みを「知ってもらおう」!</p> <p>「歴史的街並み保存活動」「棚田の保存活動」「魅力ある観光空間づくり」など</p> <p>景観づくりの活動を情報発信し、さらなる活動の発展を!</p>	<p>地域の景観づくりの「活動を生み出そう」!</p> <p>人々の生活、生業、経済活動と結びついて形成される地域景観</p> <p>地域の歴史文化を再認識し、身近な地域の景観をまちづくり活動に繋げよう!</p>

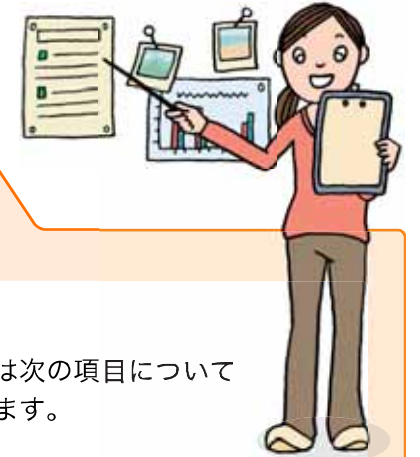
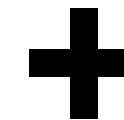
なにを登録するの？ 景観とプラン 2

対象とする景観

歴史的建築物、シンボリックな樹木、橋、城などの「単体の景観」から、街道、まちなみ、棚田や茶畑などの農村集落、寺社と鎮守の森、山や海などが複合する自然景観、見下ろしの景観や見晴らしの景観などの「面的な空間」といった幅広い景観を登録対象としています。

登録分野	登録対象の例示
①農林水産業・商工業に関する景観	棚田、茶畑、漁村、問屋筋、商店街、地場産業
②集落・住宅・交通に関する景観	町家、茅葺き集落、特徴ある民家群、新興住宅地、街道、橋
③信仰・年中行事・歴史的事跡に関する景観	寺社、鎮守の森、祭礼の場、文化財群、城跡
④都市施設・産業施設に関する景観	道路、公園、工場及び工場群
⑤自然景観	樹木、河川、海岸、並木、緑地、森林、山並み
⑥眺望景観	俯瞰景観、眺望点、見通し、眺め

※単体の物件では、登録する物件そのものだけでなく、周辺の環境や施設との調和についての視点が大事です。



景観を守り育てるプラン—保存活用計画書—

景観を「写真」として切り取るだけでなく、景観のもつ歴史的、文化的な背景、景観を守っていく方法や景観を活かしたまちづくりの展開などを「保存活用計画書」として作成していただきます。

保存活用計画書

保存活用計画書には次の項目についてまとめていただきます。

1. 位置及び範囲
2. 自然、歴史、文化等からみた景観特性
3. 景観の保存、育成及び創造に関する事項
4. 景観を活かしたまちづくりへの展開に関する事項

期待しています

「保存活用計画書」を作成する過程を通じて、地域において、景観のもつ価値が共有され、景観を守り育てていく機運の向上や景観づくり活動を発展させていきたいと思います。

